

## (参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への  
切れ目のないサービス保障

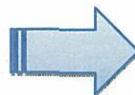


子育て支援サービスのための  
包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象…働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

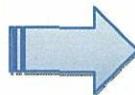
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本  
的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約  
制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付  
与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し等

③ ・多様な利用者ニーズへの対応  
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

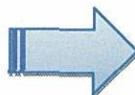
- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフッティングによる株式会社・NPO等  
の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)  
による費用負担(財源確保)

## 平成21年度 雇用均等・児童家庭局 第二次補正予算の概要

### ○待機児童解消への取組 200億円

安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して、

- ①認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）
- ②家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

#### （参考）補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

- ①の場合：国1/2、市町村1/4、設置者1/4 → 国2/3、市町村1/12、設置者1/4
- ②の場合：国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員（受け入れ）枠も含めて合算できることとする。

### ○家庭的保育者養成の推進 （運用改善）

家庭的保育者研修を地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業（補助率：定額）」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図り、家庭的保育者のさらなる養成を図る。

### ○母子家庭等の在宅就労支援 （運用改善）

各都道府県において自治体（都道府県・市）の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の促進をさらに図る。

（国が都道府県審査分事業の基準を示すとともに、既に国において審査・採択を行った自治体事業（12月10日15件採択済み）の概要資料を示すこととしている。）

## ○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置 28百万円

いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する。(都道府県労働局雇用均等室に計47名)

## ○子ども手当の円滑な実施（システム経費） 123億円

子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための市町村（特別区を含む）における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

# 平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

## 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

### 《主要事項》

#### 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 母子保健医療対策の充実
- 7 仕事と家庭の両立支援

#### 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実